

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請書（原子炉施設等安全審査委員会委員等の指名対象者見直しに伴う変更）に係るヒアリング（1）
2. 日時：令和5年12月21日（木）17時15分～17時41分
3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 マネージャー
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
資料1：原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び廃棄物埋設施設保安規定
変更認可申請について
資料2：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物
埋設施設保安規定と廃棄物埋設事業変更許可申請書との整理表
資料3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物
埋設施設保安規定と審査基準との整理表

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、では今から、
0:00:03	埋設事業に関する保安規定の変更について、ヒアリングを行います。それでは、原価県から説明をお願いします。
0:00:21	こちら原価建保安管理部品質保証課の福嶋といいます。よろしくお願いいたします。お願いします。はい。まずですね審査会合の資料。
0:00:36	パワポのものをPDFにしたものがあるんですけども。はい。こちらで簡単に。
0:00:43	状況というか、内容について紹介させていただければと思います。1 ページめくりまして目次で、今回原子炉施設の保安規定と一緒に出したものですから、
0:00:55	幾つかページには分かれてるんですけども、2 ページになります。
0:00:59	こちらに
0:01:03	検証施設の方と廃棄物埋設施設の方の保安規定どちらにも同じような記載がありますので一つでまとめてしようとしたものとなっております。
0:01:14	1 枚めくっていただきますと、こちら、委員会を構成する指名対象者の見直しということですね、下水道施設保安規定の方の第 1 編 11 条の 2 の方にもあるんですけども。
0:01:27	今回の廃棄物埋設施設保安規定第 2 章の第 6 章の方にあります記載、こちらを変更したいというものです。
0:01:36	内容としましては、現象化学品研究所内に設置する原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する、院長及び委員について、変更前では、機構の職員のうちから所長が指名する。
0:01:53	ということになってるんですけども、変更後に、機構の職員等のうちから、所長が指名するということで変更をかけたいということです。
0:02:03	この理由としましては、委員会において審議事項に関する知識のある最高用職員というものがいるんですけども、そちらの指名対象者に含めることで人材の活用に当たりたいというところなんですけども。
0:02:17	現在この再雇用職員というのは職員の定義に入りませんので、職員等に変更するということです。
0:02:24	その職員教育が何かというのが下に書いてありまして、定義としまして、職員等とは、職員及び職員に準ずるものとして、機構と雇用関係にあるものを言いますということで、
0:02:36	こちらに職員ポンド中に再雇用職員も含まれるということです。この中で、説明として原子炉等を減少施設等安全審査委員会というものがあるんですけども。
0:02:50	こちらのもともとは原子炉施設の許認可に関するものというのを、安全審査するんですけども、これに合わせて、埋設施設に関する許認可の内容についても、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:04	こちらの安全審査委員会で確認しているということで、この研修施設等安全審査委員会の中に埋設施設の許認可の、
0:03:14	関係について審査するんていうような委員会を持つものになっております。もう一つの、
0:03:21	品質保証推進委員会ですね、こちらについては、我々が品質マネジメント計画のもと、品質活動を行っているんですけども、そちらの要領とかですね、その内容について確認、審査していくための委員会というものがあまして、
0:03:38	埋設施設に関しましても、その炉、そのような品質に関するものについてはこの委員会の中で審査しているというものになっております。
0:03:50	はい。こちら今栄子資料にこちらの資料については以上になります。
0:03:57	続きまして、どうぞ続けてください。よろしいですか。はい。すいません。
0:04:05	それでは、いや、はい。保安規定の審査基準と許認カー。
0:04:16	本件審査基準との整理表ということで、こちらの該当部分次のページに示しております。
0:04:26	審査基準左手に記載しております
0:04:31	20条第1項の1号のところを抜粋しております。
0:04:36	この中で、保安法関係法令及び保安規定の遵守に、のための体制ということの2項にですね。
0:04:43	保安のための間、法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが、
0:04:54	明確になっていることっていうことが該当するとして、我々挙げております。正直言いますとちょっと大枠すぎるところであるんですけども、明確にこの安全審査の部分を押さえた部分がございますので、
0:05:08	こちらを採用させていただいたということになっております。
0:05:14	続きましては、許可書等の整理表ということで、
0:05:24	こちらですね
0:05:28	こちら許可の中でですね、品質管理に関しまして、平成の2年に追加した部分がありまして、その部分が該当するということで挙げております。
0:05:40	大津の資源の運用管理というところですね、人的資源というのが6.2にありまして、6.2の1ですね一般とあります。
0:05:52	こちらの両括弧1、保安に係る基礎組織は原子力の安全に、を確実なものにするために必要なとする要因を明確にし、
0:06:02	保安に係る組織体制を確保するということと、両括弧2に、保安に関わる組織の要員には、業務に必要な教育訓練技能及び経験を判断の根拠として力のある者

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を充てるということで、こちらの回答するということで挙げさせていただいております。
0:06:23	提出した資料そのようなものになっておりまして後は、申請書ということになりますけども、今説明した内容で、
0:06:32	網羅されてるかと思しますので、そちらは省略させていただければと思います。
0:06:39	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。まず、許可制ですけれども、他の方では、
0:06:54	委員会のメンバーについてで、
0:06:58	職員までであるとかなんかそういう選定した表現はないので直下側には、羽根元んないってというそういう理解でございます。そのように見ていただければと思います。要員という言葉だけでしてね。
0:07:14	職員にし限定されたものではないというふうに見ていただいてよろしいかと思ます。
0:07:20	はいわかりました許可に分かれないということで承知いたしました。
0:07:24	次に保安規定の審査基準との関係ですけれども、あまり近い条文がなかったので、その、
0:07:35	議題に郡恩田第2号ではないってことだと思いますけれども、そうなっていると。
0:07:43	コンプライアンスリング図る体制が確実に構築されていること、ということなので、次、
0:07:54	ちょっとそれについて、
0:08:00	特殊職員等に当たる等々に当たる方チームを経営として人材活用することによって、この体制が、
0:08:12	4人、
0:08:14	良いものになる。そういうご説明をいただくのかと思いますけれども、はいどうぞ。そその説明をしていただけますでしょうか。すいませんです。
0:08:27	はい。こちらですね、職員報としまして、最初の
0:08:32	説明資料にありました中で
0:08:38	ちょっと、はい。この職員等の中にはですねいろいろな形で機構等、雇用関係を結んでる者がおりまして、
0:08:48	その中の1人一つとして再雇用職員という枠があります。
0:08:54	この再雇用職員というのは、もともと機構と職員として雇用されていたものなんですけれども、定年退職をもちまして
0:09:06	1度を退職はして、定年とはなってるんですけども、そのあと引き続き雇用されるものということで、
0:09:14	雇用されたものがですね、再雇用職員というものになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:19	こちらはもともといろいろなもちろん職員の中にもいろいろと入るんですけども、その中に炉主任の許可を持っていたりとかですね。
0:09:29	去年委員会関係に詳しいもの、そして研究開発を行っていたというようなものをお願いしますので、そのような形をぜひ、審査の中で意見をいただければなということがありますので、
0:09:44	今回追加してこの安全審査とかですね、品質保証の委員会のメンバーの充実を図りたいということで行うものであります。
0:09:57	はい。ご質問ありがとうございます。
0:09:59	今おっしゃったようなことを書いておいただけると、我々としても、対応しやすいので、わかりました。はい。お願いします。その辺をお願いします。
0:10:10	あと、今聞いた話ではそれは何かこの埋設施設、脳波特有な話じゃなくて、令和家のどこにでもあるような、
0:10:20	話なんだと思うんですけど、何でここだ、ここでだけ申請が、これからどんどんいっぱい同じ申請が出てくるとかそういうそういう状況なんですかそれとも他の施設は本当に困ってないんでしょうかどうなんでしょう。そうですね。事業所としまして原価県だけが何か職員という縛りがあるってということがわかりまして、
0:10:39	他に、他の事業所だとさらにもうちょっと広く職員とかは職員等で縛りもないようなんですけども、我々もう少し広げてよろしいんじゃないかというところで今回、変更させてもらうものになっております。
0:10:53	はい、わかりましたじゃ他はもうすでに、再雇用の方とかがすでにもう含まれているので、原価件だけということですね。はい、承知いたしました。
0:11:04	あと何か質問あればお願いいたします。
0:11:15	多分1回ご説明なんですけどもう1回確認、原子炉と、原子炉施設等安全審査委員は許認可等の、
0:11:22	トーマス内部審査にあたって、品質保証の方はマネジメント関係の、内部的な議論等を行うってそういうそういうことでしたよね。そういうことになります。ちょっと今回、
0:11:35	準備はしていないんですけども、埋設施設の保安規定の第8条の方に、原子炉施設安全審査委員会の審議事項とですね。
0:11:46	あと第8条の2の方に品質保証推進委員会の審議事項というのが記載されてまして、今言った内容が記載されていると見ていただければと思います。
0:11:56	先ほど、追記をお願いしましたけどそれについてもちょっと抜粋を追記いただけますでしょうか。
0:12:02	わかりました。はいお願いします。はい。阿藤は、
0:12:10	いや、はい、ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:13	すみませんえーとですね、今回
0:12:19	変更するのが、職員から職員等ということで、はい。このパワポの資料を見れば、その等というのが、この再雇用の方。
0:12:33	であるということがわかるんですけど、申請書だけ見るとですね、管理職員を職員等って頭つけただけ。
0:12:43	にしか見えなくて、藤。
0:12:46	そのままこれだけ見ると、誰でもいいのかって言うふうにも読めてしまうんですけども。
0:12:54	はい。
0:12:55	何か
0:12:57	申請症状で何かその限定を再雇用の方に限定するとか何かそういう、
0:13:09	見方っていうんすかね何かそういう。
0:13:13	そういうそのように見れる本拠がありますか。そうですね。結局、今、選ばれている、委員会のメンバーですねどちらの原子炉等の施設の、
0:13:25	安全審査のメンバーも品証のメンバーも、
0:13:28	今まで職員というような縛りでやっていただいて、やってやっていかせていただいているんですけども、一度職員も上から下までいろいろなメンバーもいる中でですね。
0:13:40	実際に我々が審査を行うにふさわしいであろうというメンバーを選ばせていただいてやっておりますので、
0:13:48	こちら今回職員等になったとしてもですね、委員のメンバーを選出指名する場合には、そのようなしっかりとした確認の上で選出していくという、示していくということになりますので、
0:14:01	その点は問題ないと考えております。
0:14:05	そうですね。規制とおっしゃいますけどいや、
0:14:10	実態はファイルわかるんですけど、申請書上の記載ということで、
0:14:19	単に等つけただけだと、
0:14:23	この再雇用の人に限定して見るようには見えるのかなあということなんですけど。
0:14:32	一応職員等の頭の部分がですね定義のほうで記載されておりますので、その中で機構と雇用関係にあるものというふうなところで縛りが発生しているというふうに見ていただければと。
0:14:50	思います。はい。規制庁白瀬です。ですからその何ていうんすかね。その職員等っていうのは、保安規定上で、
0:15:03	定義されてるんですけどどっかに書いてあればいいんですけども。
0:15:12	今の申請書には何かそういう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:15	記載か何か見当たらなかったんですけど。
0:15:21	どうぞ、確かに申請書の中にそのような記載は今のところは記載はないですね。
0:15:54	うん。
0:15:59	そう。
0:16:04	でも保安規定に定める職員等とかじゃないですか。
0:16:10	うん。ちょっと問題だっぺん何四条でしたっけ、何かこちらで。
0:16:21	なんか職員と看護、
0:16:25	みたいな。
0:16:27	安孫子。
0:16:29	河野職員と括弧して何か、ただ、社会的な感じですか。
0:16:38	言われちゃうじゃん。
0:16:42	だから1回言うけど、伊勢。
0:16:49	全部変更する。
0:16:59	規制庁のイトウですけれども、確認ですけれど
0:17:05	現行の保安規定上で、ほぼ職員等というのは定義をされていて規定をされていることですよ。はい、そうなります。
0:17:15	はい。
0:17:16	そうするとおそらく、明確にさせていただいた方がいいかなというのは、例えば申請書に言っていると補正しないと反映できないってことだと思っていて。
0:17:27	どちらかという今回の変更範囲から保安規定審査基準との関係で、
0:17:37	本堂妥当であるという説明をしていただく中で、職員と変更点による職員等っていうのが、
0:17:46	どういう位置付けなのかっていうのがわかればいいということだと思いますので、
0:17:51	ですので、例えば資料としてはその保安規定の審査基準と今回の変更点との関係どうだろうかというのを整理したものをお示しいただけると思っていますので、
0:18:04	その中に今表示されているような、
0:18:08	保安規定第1章三条、
0:18:11	で定義しているものであるということがわかればいいかなと思っています。
0:18:17	はい。はい。
0:18:20	それではその審査基準整理表ですか、こちらの方で反映させていただくってことで、
0:18:29	よろしいですかね。
0:18:31	やっぱり、どういう感じで島村さんいかがでしょうか。
0:18:36	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:38	そうですね本当は申請書で明らかな方がいいんですけども。はい。補正するしかないということであればはい。それでもう。
0:18:49	よろしいかと思えます。
0:18:51	申し訳ありません。ありがとうございます。
0:18:59	はい。他いかがでしょうか。
0:19:10	手加減側からいかがでしょうか。
0:19:15	斎藤ですけれどもすいませんもし、すでに説明いただいたら恐縮なんですけれども、
0:19:25	その他の拠点なり他の施設のその保安規定との並びで見たとときにですね。
0:19:32	部職員等っていうふうに範囲を広げている保安規定っていうのはすでに認可されてるものであるのでしょうか。
0:19:45	東京事務所木村さん、よろしいですか。
0:19:49	はい南部キムラですけれども、原価県以外の拠点ですと、職員というふうに定義を定めておりません。
0:20:00	所長が指名したものというような記載になっておる、おる状況です。原価減の方だけ、この従来から職員のうちから、所長が示したものというような記載になっておまして、
0:20:12	そこを再考も含めるという形で今回、職員等というふうに改めさせていただきたいと考えているものです。以上です。
0:20:22	規制庁イトウですありがとうございます。そうするとそもそも範囲の定め方が他の拠点というよりも狭くなって
0:20:32	いるということですか。
0:20:34	ただ所長が指名した者っていうのは、他の拠点のバーい。
0:20:42	それこそ職員以外の共有をし、
0:20:46	した概念だということなんでしょう。その場合、
0:20:55	それが実態的に最後様も含めて、雇用関係にある者。
0:21:01	幅広く、
0:21:03	指しているのか。
0:21:06	雨谷と対象にしているのか。
0:21:09	というとそこワーわかりますでしょうか。
0:21:14	東京事務所の木村ですけれども、再雇用の関係あるものも含めてという形で認識し、認識しております。
0:21:25	規制庁いただいてありがとうございます。
0:21:33	はい、では実態として他の拠点と差がない表現にしようとしているということですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:42	もう1点教えていただきたいのは高井さんの、
0:21:48	範囲を広げようとしているのは、なぜか、なぜなのかっていうところを確認させていただきたいなと思ってまして何か現状で困ったことがあるということでしょうか。
0:21:59	いえ、現状で困ったことはなくてですね、もともとそういう委員のメンバーにもう再雇用職員に選べるっていう我々の労務上の、
0:22:09	関係上はできてるんですけども、実際に保安規定を確認したところ、職員の縛りでですね再雇用の方たちは入れないみたいなのところにありますので、
0:22:21	その部分広げ落としているだけになっております。
0:22:27	規制庁井藤です。ありがとうございます。そうしますとタイミング的にその今やらなければいけないということでは、
0:22:36	なくてという理解でいいんでしょうか。
0:22:39	はい。緊急に何か必要だということに迫られたわけではございません。
0:22:45	藤規制庁イトウさんありがとうございます。わかりました。
0:22:54	はい。スリーパーろ。
0:23:01	許可との制帽を説明した書類はまた掲示いただけるということでよろしいんですかね。
0:23:12	一応もうすでに出していただいて、出していただいている。
0:23:18	そういうことですかそこはYS5はない。
0:23:30	許可には入れないっていうことでご説明いただいています。
0:23:34	生じた強いました。
0:23:39	はい。評価側にはそこまで具体的に書いてないということですね。
0:23:50	ページ。
0:23:55	を、
0:24:01	これ何で本文なら後なんですか。
0:24:09	そこ埋設は7号なんですね。
0:24:12	失礼しました。
0:24:15	スケールの、
0:24:17	頭で見ていたので9号ではなかったけどすいません思いましたそうではないですね。
0:24:23	添付書類側では該当する記載はないという理解でしょうか。
0:24:30	そうですね埋設に関しては、記載はないというところで美馬見ております。なるほど。本文は、
0:24:38	三明示していれば一応網羅したことになるということですね。
0:24:43	はい。となります。
0:25:07	わかりました。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:16	はい。他に何かございますでしょうか。
0:25:22	はい、どうぞ。すいません 9 と調査行ってこの委員会の名前は原子炉施設等。
0:25:31	なってるんですけど。
0:25:33	ここ埋設についてもこれと等で読んでもという理解でよろしいですか。はい。名前が出てこないんですけどこの頭の中に含まれてるというふうに見ていただければと思います。うん。
0:25:48	以上です。はい。
0:25:53	じゃあヒアリング終了でよろしいでしょうか。
0:25:57	はい、じゃあ、本日はヒアリングはここまでいたしますお疲れ様でした。
0:26:02	ありがとうございました。よろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。